

議案第38号

芽室町保健福祉センター設置及び管理条例中一部改正の件

芽室町保健福祉センター設置及び管理条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年12月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

芽室町保健福祉センター設置及び管理条例（平成7年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の2に規定する基幹相談支援センター事業

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説 明

芽室町保健福祉センターにおいて基幹相談支援センター業務を開始することに伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(事業)</p> <p>第3条 保健福祉センターは、次の各号に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1)～(6) 一略一</p> <p><u>(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の2に規定する基幹相談支援センター事業</u></p> <p><u>(8) 社会福祉協議会の行う事業</u></p> <p><u>(9) その他町長が必要と認める事業</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 保健福祉センターは、次の各号に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1)～(6) 一略一</p> <p><u>(7) 社会福祉協議会の行う事業</u></p> <p><u>(8) その他町長が必要と認める事業</u></p>